平成２９年（フ）第８４９号
堺市中区土師町１丁13番28―101号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅１―902号
債務者　石橋　好美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
大阪府富田林市常盤町８番３号（302）
債務者　石田美淑こと　河　　美淑
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６５号
堺市堺区今池町１丁５番５号、前住所堺市堺区香ヶ丘町１丁14番13号
債務者　吉井　丈人
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
堺市中区楢葉170番地13
債務者　楠本　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７９号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番129―201号
債務者　井出　裕之
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８０号
堺市南区若松台２丁３番27―301号
債務者　川上　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９７号
大阪府羽曳野市樫山255番地の５（202）、前住所大阪府羽曳野市河原城609番地の５
債務者　藤田　健次
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９８号
大阪府羽曳野市樫山255番地の５（202）、前住所大阪府羽曳野市河原城609番地の５
債務者　藤田　千穂
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９９号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目８番19号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９０４号
堺市北区東浅香山町１丁98番地
債務者　柴谷　勝人
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９０５号
堺市東区北野田416番地１　ハートランド北野田101号
債務者　小川さおり
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
沖縄県糸満市字大里11番地の２　２階
債務者　殿内百合花（旧姓嘉数）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２号
北海道虻田郡喜茂別町字伏見２番地の44
債務者　米坂　謙一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１３４号
北海道帯広市西３条南32丁目17番地
債務者　林　　明子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
盛岡市三本柳23地割72番地３　藤ハイツエクセル106号
債務者　田中あつ子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２８４号
岩手県北上市大堤東２丁目４番５号　市営相去住宅３―102号
債務者　川村　秀子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２９２号
盛岡市前九年１丁目１番27―301号
債務者　山下　由洋
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部